一般財団法人 INSTeM 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人 INSTeM と称する。英語名称を INSTeM: Inter-field Network for Science, Technology and Media Studies とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、アカデミズムとジャーナリズム、専門家と非専門家の中間の情報 発信、交流、討論などを促進する組織として、科学技術論及びメディア論を 中心とした社会のハブとなる調査、研究及び情報発信事業を行うことにより、 社会の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 一 科学技術論及びメディア論に関する出版及び情報提供事業
 - 二 前号の事業に関する研究会、研修会等の開催事業
 - 三 上記に付帯関連する一切の事業
 - 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者は、別表の財産を、この法人の設立に際して拠出する。

(基本財産)

- 第6条 第5条の財産及びこの法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として 理事会及び評議員会で定めたものは、この法人の基本財産とする。
 - 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産

の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、 あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備 え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 正味財産増減計算書
 - 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - 六 財産目録
 - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 一 監查報告
 - 二 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - 三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
 - 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の 総数(現在数)の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又はその親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事 情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭 その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロから二までに掲げる者の親族であって、これらの者と生計を一に するもの
 - 二 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条 第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 三 評議員のうちには、評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。評議員の再任はこれを妨げない。 ただし、連続して3期12年を超えることはできない。
 - 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。ただし、増員により選任された評議員の任期を他の評議員の任期に合わせ短縮することはできない。
 - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が20万円を超えない範囲内で、評議員会に おいて別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支 給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - 一 理事及び監事の選任及び解任
 - 二 理事及び監事の報酬等の額
 - 三 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書等の承認
 - 五 定款の変更
 - 六 残余財産の処分
 - 七 基本財産の処分又は除外の承認
 - 八 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事 項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理 事長が招集する。
 - 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議 員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 監事の解任
 - 二 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 三 定款の変更
 - 四 基本財産の処分又は除外の承認
 - 五 その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の 決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に 定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の

多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名は、前項の 議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
 - 一 理事 3 名以上 1 0 名以内
 - 二 監事 1 名以上 3 名以内
 - 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち1名を専務理事とすることができる。
 - 4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって 法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理 事とする。

(役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
 - 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の 関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれる ことになってはならない。
 - 4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執 行する。
 - 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己 の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告 を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の 業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。理事の再任はこれを妨げない。ただし、連続して5期10年を超えることはできない。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 なお、増員により選任された監事の任期は、現任者の任期に合わせ短縮する ことはできない。
 - 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって 解任することができる。
 - 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、各年度の総額が1000万円を超えない範囲内で、 評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬 等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

- 第28条 この法人は、法人法第198条において準用する第111条第1項の役員の 賠償責任について、同法第198条において準用する第114条第1項の規 定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限 度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
 - 2 この法人は、理事(業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。) 又は監事との間で、前項の賠償責任について、法人法第198条において準 用する第115条の規定により、賠償責任を限定する契約を締結することが できる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低 責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
 - 一 この法人の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 理事長及び専務理事の選定及び解職
 - 2 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権 を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分 の2以上の承認を要する。

(招集)

- 第31条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が指 定した順序により、理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条 の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 研究部

(研究部)

- 第34条 この法人に、第4条の事業を遂行するため、研究部を置く。
 - 2 前項の研究部に、ディレクター1名、サブディレクター1ないし若干名、コーディネーター若干名を置く。
 - 3 ディレクターは研究部を統括し、研究業務を遂行する。サブディレクターは ディレクターを補佐し、研究業務を遂行する。コーディネーターは研究業務 を遂行する。
 - 4 ディレクターとサブディレクターは、活動を推進するための有識者会議の設置及び運営等をおこなう。
 - 5 研究部についての細則は、必要に応じて別途定める。

第9章 事務局

(事務局)

- 第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
 - 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能 その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げ る法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 公告の方法

(公告)

- 第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。
 - 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない 場合は、官報による。

第12章 附則

- 1 この法人の最初の事業年度は、設立の日から令和5年3月31日までとする。
- 2 最初の事業計画書、収支予算書等は、第8条の規定にかかわらず、設立者が作成する。
- 3 この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

設立時評議員 石渡真維

設立時評議員 草原眞知子

設立時評議員 須永剛司

設立時評議員 中間真一

設立時評議員 前田健喜 設立時評議員 吉見俊哉

4 この法人の設立時理事長、設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 千 良鉉

設立時理事 伊藤 守

設立時理事 國枝 学

設立時理事 佐倉 統

設立時理事 川田真理子

設立時理事 深代千之

設立時理事 松原洋子

設立時監事 永田金司

設立時理事長 千 良鉉

5 この法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏名 千 良鉉

住所 韓国ソウル特別市龍山区読書堂路111,104棟301号

別表

財産種別	物量等
金銭	3,000,000 円

以上、一般財団法人 INSTeM の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記 名押印する。

令和4年5月30日

設立者 千 良鉉

附則

この規程は、2023年3月7日から施行する。 (2023年3月7日評議員会決議)

附則

定款第20条の変更については、2023年4月1日に遡及して適用する。 (2023年8月14日 評議員会決議)